

一九八四年出土の木簡

概要

1

本号には、六四件もの報告を掲載することができた。これまでの最高である。このように多くの報告を収載したのは、各発掘調査関係機関・各調査担当者の御協力のたまものである。記して心より感謝申し上げる。

本誌創刊号より本号まで、木簡出土例の報告件数は二〇〇例をはるかに越えた。第一表は、一九七八年度以来の各年度別の出土例を、木簡の時代に即して仮に分類・整理したものである。これによると、のべ出土件数は、次第に増加の度合を強めていることがわかる。その要因は、古代・中世木簡の出土例の増加にある。時代別に出土件数をみると、古代が全体の半数以上を占めているが、一方で、中世の出土例が約三割五分もあることは注目に値する。

つぎに、行政区域別に整理すると、本号まで木簡出土地は三四府県に達した。本号の御前清水遺跡・荒堅目遺跡は、福島県・佐賀

第1表 年度別木簡出土報告件数

年度 時代	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	計
古代	8	11	12	21	21	22	25	120
中世	6	9	9	10	11	15	18	78
近世	2	2	2	5	1	1	3	16
不明	3	3	2	0	1	1	2	12
計	19	25	25	36	34	39	48	226

県で最初の出土報告である。

時代別に見ると、古代は二七府県に対して中世は二六府県と、ここでも中世木簡のひろがりが目につく。中世における木簡の普遍的使用は、もはや自明のことと言つてよいであろう。

かかる趨勢からみて、古代木簡の研究が一層進められねばならないことはいうまでもない。しかし、中世史研究者による中世木簡の研究も、すでにはじめられているが、さらに研究を進展せしめる余地が十分にあるといえよう。各

第2表 木簡出土遺跡一覧

遺跡名	所在地	点数	木簡の時代	遺跡の性格
平城宮・京跡	奈良県奈良市	1648	古代	都城
平城京跡	"	29	"	"
奈良女子大学構内遺跡	"	2	中世	都市
※ 法貴寺遺跡	" 磯城郡	1	"	集落・寺
藤原宮跡	" 楢原市	1	古代	都城
長岡京跡(1)	京都府向日市	約210	"	"
" (3)	"	1	"	"
" (2)	" 長岡京市	3	"	"
※ 百々遺跡	" 乙訓郡	1	"	官衙
※○今里遺跡	" 長岡京市	1	中世	集落
平安京左京 八条三坊二町	" 京都市	11	古代	都城
平安京左京 九条二坊十三町	"	約100	古代, 近世	"
水走遺跡	大阪府東大阪市	1	中世	集落
※ 西ノ辻遺跡(1)	"	2	"	"
※○" (2)	"	1	"	"
※○坪井遺跡	" 四条畷市	1	"	"
※○忍ヶ丘駅前遺跡	"	1	"	"
※ 普賢寺遺跡	" 門真市	1	"	寺
※○大庭北遺跡	" 守口市	1	"	集落
※○軽里遺跡	" 羽曳野市	1	"	その他市
※○堺環濠都市遺跡	" 堺市	2	"	都城
※○池田寺遺跡	" 和泉市	1	"	寺・集落
※ 道場塩田遺跡	兵庫県神戸市	3	不 ^中 古	明世 ^代
※ 新方遺跡	"	2	代	"
※ 川岸遺跡	" 城崎郡	1	明代	官衙
※ 倉見遺跡	" 豊岡市	1	世	集落
※○前東代遺跡	" 姫路市	3	古	その他
※ 赤堀城跡	三重県四日市市	3	中	城
※ 朝日西遺跡	愛知県西春日井郡	61	世	都市
※ 清洲城下町遺跡	"	98	"	"
※ 香掛城跡	" 豊明市	28	"	城
※ 吉田城三ノ丸跡	" 豊橋市	8	近世	城・集落
○坂尻遺跡	静岡県袋井市	1	古	官衙・集落
※ 秋合遺跡	" 藤枝市	2	"	官衙
※ 郡遺跡	"	16	"	"
※ 神明原・元宮川遺跡	" 静岡市	3	古代, 中世	集落・その他
※ 北条泰時・時頬邸跡	神奈川県鎌倉市	3	中世	都城
※○千葉地遺跡	"	4	"	"
※ 千葉地東遺跡	"	7	"	"
※○蔵屋敷遺跡	"	3	"	"
※ 小敷田遺跡	埼玉県行田市	9	古代	集落
※ 大津城跡	滋賀県大津市	30余	近世	城
※○上永原遺跡	" 野洲郡	1	"	集落・城

	滋賀県野洲郡	長野県岡谷市	福島県耶麻郡	宮城県仙台市	新潟県白根市	岡山県岡山市	広島県福山市	和歌山県和歌山市	福岡県小郡市	佐賀県神埼郡	集	落
※ 野々宮遺跡	〃 蒲生郡										他	落
※ 野瀬遺跡	〃 東浅井郡										他	落
※ 小谷城城下町遺跡	〃										他	落
※ 尾上遺跡											他	落
※ 北方田中遺跡	〃 坂田郡										他	落
※ 永田遺跡	〃 高島郡										他	落
※○膳棚B遺跡	長野県岡谷市										落	衙
※ 御前清水遺跡	福島県耶麻郡										城	落
※○仙台城三ノ丸跡	宮城県仙台市										官	衙
※ 市川橋遺跡	〃 多賀城市										集	落
多賀城跡	〃										官	衙
※○比爪館遺跡	岩手県紫波郡										集	落
※ 大浦遺跡	山形県米沢市										城	柵
払田柵跡	秋田県仙北郡										集	集
※○馬場屋敷跡	新潟県白根市										落	墳
○百間川当麻遺跡	岡山県岡山市										・	墓
※ 鹿田遺跡	〃										・	墳
草戸千軒町遺跡	広島県福山市										・	墳
※○西庄Ⅱ遺跡	和歌山県和歌山市										・	墳
※ 井上薬師堂遺跡	福岡県小郡市										・	墳
※ 荒堅目遺跡	佐賀県神埼郡										・	墳

※は木簡新出遺跡 ○は1983年以前の木簡出土遺跡

時代の木簡の特質を明らかにし、その相互比較を通して、日本における木簡史の大枠を把握しうる条件が、次第に整えられつつあるといえる。

2

本号収載の木簡出土遺跡は、古代では、都城跡が遺跡数・木簡数ともに多かったが、寺院跡からの出土報告はなかった。つぎに、古代・中世の集落跡とされる遺跡からの出土例が、近年の傾向どおり増加していることが注意される。もちろん「集落」の内容については、第六号本欄の指摘のように、検討を要する場合が多いが、注目すべき傾向である。また、中世・近世の都市・城跡からの出土例が多いのも近年の傾向といえる。

3

個々の木簡については、それぞれの報告によられたいが、その中で注意される点をいくつか述べたい。

古代木簡では、まず第一に、平城京二条大路北側溝より出土した「封」字のみを記した一点である。文字のとぎれ工合からみて、紐の上から記したとみられる。このような例は、これまでにない。これに類するものとして、「検」がある。中国の出土例によると、文書木簡に重ねて宛先を書くと共に文書内容を隠すものや、荷物の封検に用いられたものなどがあり、形態も、短冊形や、封泥用の墨室をもつものなどがあったようである（大庭脩『木簡』）。これと対比

すると、今回出土のものには宛先記載がない点が注意される。その使用法としては、荷物・書信の封検、物品・文書の保管のため、その他さまざまな可能性が考えられ、今後の検討課題であろう。

第二に、平城宮南面大垣東端地区出土の、軸木口に墨書のある題

籤も注意される。正倉院伝世の往来軸には、軸部に墨痕のあるもの

があり、木簡を再利用したものが含まれている。しかし、今回出土のものは、いずれも丸棒型に整形されており、正倉院のものの多くとは形態が異なる。はじめから題籤として製作されたものである。題籤の製作・形態の差は、付される文書（帳簿）の性格・使用法と関係があるのであろう。

第三に、木簡の転用例としては、多賀城跡（宮城）出土の、「兵士番上簿」を分断したものが興味深い。分断の意図を知りたいところである。

以上の三例は、意味はそれぞれことなるが、木簡の使用法を考える素材となるものである。

つぎに、記載内容から注目される古代木簡を列挙しよう。(1)平城宮跡出土の考課関係木簡は、一九六六年度第三二次補足調査で、大量の考課関係木簡（主に削削）を出土した地点の近くで発見されており、両者の関係が注目される。(2)軍団・兵士関係には、興味深いものが多かった。上記平城宮跡出土の軸木口に墨書のあるものが、肥後国の「兵士歴名帳」の軸であり、多賀城跡からは、上述の「兵

士番上簿」や安積団という軍団の解が出土している。また払田柵跡（秋田）でも、「隊」に関する木簡が発見された。その他、(3)井上薬師堂遺跡（福岡）の出拳関係木簡、(4)市川橋遺跡（宮城）の「禁杖」木簡なども注目される。後者は「郡進」と記した墨書土器を伴っている。

本号における中世木簡の目だった傾向は、花押を据えた木簡の事例がいくつかあったことであろう。大庭北遺跡（大阪）・水走遺跡（大阪）・沓掛城跡（愛知）出土のものには、年紀とともに花押が記され、馬場屋敷遺跡（新潟）出土のものには、これらに加えて焼印も捺されていた。蔵屋敷遺跡（神奈川）では、木桶に花押を記したものが出士している。花押木簡は、従来も草戸千軒町遺跡（広島）・道場田遺跡（静岡）などに例があったが、本号で多くの事例が報告されるに至った。今後も花押木簡の出土は続くと思われる。花押研究、中世の文書木簡研究にどのような影響を与えていくのか、興味あるところである。

本号でも、中世の呪符や仏教関係木簡が多く報告されている。なかでも馬場屋敷遺跡からは呪符木簡が、朝日西遺跡（愛知）・清洲城下町遺跡（愛知）からは位牌・卒塔婆類が、まとまって出土しており、たとえば、元興寺極楽坊発見の遺物との比較など、関心をそられる。また、これらには、梵字が多く記されている。従来の出土例でも、梵字を記した木簡の数は多い。このあたりで、木簡にみ

える梵字の集成を試みるのも一案であろう。

このほか、北条泰時・時頼邸跡（神奈川）出土の若宮大路造営関係の木簡も、忘ることのできない中世木簡であろう。

近世木簡は、例年数個所で出土している。本号収載のものでは、

平安京左京九条二坊十三町（京都）出土のローマ字木簡や、上永原遺跡（滋賀）出土の忠臣蔵上演関係の木簡などが注目される。前については、平安京左京内膳町跡（京都）出土の木簡（一九七八年、本誌第二号）につぐ事例である。後者は、木簡使用法の新しい事例といえよう。

また、本号では、吉田城三ノ丸跡（愛知）・大津城跡（滋賀）で、江戸後期の遺構から出土した木簡が報告されている。これまでには、江戸前中期の事例が比較的多かったが、いよいよ江戸後期も木簡研究の射程に入ってきたといえよう。

4

諸般の事情で本号に収載できなかつた木簡出土遺跡は、次のとくである。

矢谷遺跡（京都） 金剛寺遺跡（滋賀） 北土井遺跡（長野）
俵田遺跡（山形）

これ以外にも、過去に木簡が出土して、本誌にその報告を掲載していらない遺跡が多くあると思われる。本誌では、溯った年次に出土した事例であつても、本欄や「一九七七年以前出土の木簡」欄で、

適宜とりあげていく方針で編集を進めてきている。木簡出土情報の収集と報告の掲載について、会員および関係各位の御協力をお願い申し上げる次第である。

（柴原永遠男）

凡例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関に依頼して、執筆していただきたものであるが、体裁および釈文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、原稿の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「駄」等についてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（七頁第一図参照）。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていること